

第3号様式

第7回船橋市地域福祉計画策定委員会会議録

(令和3年12月21日作成)

1 開催日時

令和3年9月22日(水) 午前10時00分

2 開催場所

市役所本庁舎分室(県合同庁舎)3階 分室会議室1

※会場参加とWEB参加併用型(ハイブリッド型)で開催

3 出席者

**会場参加**

(1) 委員

本木次夫委員、渡邊千代美委員、加瀬武正委員、藤野浩子委員

(2) 事務局

福祉サービス部長、地域福祉課長、地域福祉課長補佐、地域福祉推進係長、地域福祉推進係員3人

**WEB参加**

(1) 委員

大野地平委員、府野れい子委員、佐藤博巳委員、平田千重委員、鎌田岳彦委員、  
宍戸久子委員、林武仁委員、宮代隆治委員、松崎総一委員、小林浩委員、  
松濤勝則委員、齋藤直行委員

(3) その他

株式会社名豊

4 欠席者

寺田俊昌委員

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

1. 第4次船橋市地域福祉計画素案(第1章～第7章・資料)について(公開)
2. 第4次船橋市地域福祉計画概要版について(公開)
3. 住民説明会及びパブリック・コメントの実施について(公開)
4. 令和4年度以降の進捗管理について(公開)

6 傍聴者数（全部を非公開で行う会議の場合を除く。）

0人

7 決定事項

- ・議題1、2について、委員からの意見を踏まえて修正することとした。
- ・議題3について、新型コロナウイルス感染症の影響により、会場参加型の住民説明会は実施せず、パブリック・コメント期間中（令和3年12月中旬～令和4年1月中旬を予定）に動画配信（Y o u T u b e）のみ行うこととした。
- ・議題4について、第4次船橋市地域福祉計画の推進にあたっては、現行の第3次船橋市地域福祉計画と同様、P D C Aサイクルの考え方にに基づき、定期的・継続的に確認・改善をしながら計画を進めることとした。

第4次船橋市地域福祉計画では「定性評価」と「定量評価」の二つを組み合わせ  
て評価を行うこととした。

8 議事

別紙のとおり

9 資料・特記事項

- 1 第7回船橋市地域福祉計画策定委員会次第
- 2 第4次船橋市地域福祉計画素案（第1章～第7章・資料）
- 3 第4次船橋市地域福祉計画概要版（案）
- 4 第4次船橋市地域福祉計画今後の策定スケジュールについて
- 5 住民説明会及びパブリック・コメントの実施について
- 6 第4次船橋市地域福祉計画 指標設定及び進捗管理（案）

10 問い合わせ先

福祉サービス部地域福祉課 TEL 047-436-2314

別紙

第7回船橋市地域福祉計画策定委員会 議事録

日時 令和3年9月22日（水）午前10時00分～午前11時30分

場所 市役所本庁舎分室（県合同庁舎）3階 分室会議室1

※会場参加とWEB参加併用型（ハイブリッド型）で開催

<出席者>

会場参加

委員：本木次夫委員、渡邊千代美委員、加瀬武正委員、藤野浩子委員  
事務局：福祉サービス部長、地域福祉課長、地域福祉課長補佐、  
地域福祉推進係長、地域福祉推進係員

WEB参加

委員：大野地平委員、府野れい子委員、佐藤博巳委員、平田千重委員、  
鎌田岳彦委員、穴戸久子委員、林武仁委員、宮代隆治委員、  
松崎総一委員、小林浩委員、松濤勝則委員、齋藤直行委員  
その他：株式会社名豊

<欠席者>

寺田俊昌委員

<次第>

1. 開会
2. 議題
  - (1) 第4次船橋市地域福祉計画素案（第1章～第7章・資料）について（公開）
  - (2) 第4次船橋市地域福祉計画概要版について（公開）
  - (3) 住民説明会及びパブリック・コメントの実施について（公開）
  - (4) 令和4年度以降の進捗管理について（公開）
3. 閉会

#### 小倉地域福祉課長

委員の皆様におかれましてはお忙しい中、また、コロナ禍で大変な中、ご参加いただきまして誠にありがとうございます。私は、地域福祉課長の小倉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は新型コロナウイルス感染予防のため、WEB会議システムも利用し、なるべく1か所に人が集まらないような形式での開催としておりますのでよろしくお願いいたします。

委員の出欠についてですが、寺田委員より所用のため欠席というご連絡をいただきましたので、ご報告いたします。

次に、岩澤福祉サービス部長よりご挨拶をお願いいたします。

#### 岩澤福祉サービス部長

皆様、おはようございます。福祉サービス部長の岩澤でございます。本日は、コロナ禍の中、またお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。また、皆様におかれましては、日頃より本市の福祉行政に大変なご尽力をたまわり、改めて深くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が収束しない中で、現在も緊急事態宣言が延長されております。本市においても8月末より市内施設の一部休館やイベントを中止しており、また、地区社会福祉協議会が行うミニデイサービス事業等もなかなか再開できない状況です。そのような状況の中での、本日の会議はオンラインでのご出席と会場でのご出席というハイブリッド型の開催としています。このような開催方法は、この策定委員会において初めての取組です。委員の皆様にはご不便等をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

地域福祉計画策定委員会は、本日が第7回目の開催となり、今回は素案全体をご覧いただきご審議いただきたいと存じます。前回の策定委員会でいただいたご意見を反映させたほか、庁内各課に意見照会を行い、素案の修正を図ってまいりました。本日も、皆様のお知恵をいただきながら、よりよい地域福祉計画にして参りたいと考えておりますので、引き続きお力添えをよろしくお願いいたします。

#### 小倉地域福祉課長

本日の会議におけるお願い事項と、配付資料の確認を担当よりさせていただきます。

#### 事務局

本日は、課長が申し上げた通り、会場で参加されている委員がいらっしゃいます。本会議においてこの形式で実施するのは初めてですので、事務局においても不慣れな点が多く、ご不便をおかけすることもあるかと思いますが、ご容赦いただきますようお願いいたします。

今回、会場でのご参加の方は、「船橋市 WEB 会議」という名称の枠に映っておられます。小さな枠で見にくいと思いますが、画面右側の手前が本木委員、奥が渡邊委員、左側の手前が加瀬委員、奥が藤野委員となっております。その他の委員は WEB でのご参加となっております。会場参加の方は、船橋市役所本庁舎分室の分室会議室 1 からの参加となっておりますが、会場においては窓を開けて換気しております。また、マイクについては、事務局で使用の都度消毒させていただきます。係員が回りますので、ご発言の際には挙手をお願いいたします。なお、今回 WEB 会議システムも利用しているため、発言者がわかりやすいよう、ご発言の際は最初にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

次に、資料の確認をいたします。

#### ～配付資料確認～

不足している資料がございましたらお申し出いただけますでしょうか。

#### ～特になし～

#### 事務局

船橋市地域福祉計画策定委員会設置要綱の規定により、以降の議事の進行を大野委員長をお願いいたします。

## < 1. 開会 >

大野委員長

それでは、ただいまより第7回船橋市地域福祉計画策定委員会を開催いたします。  
次第に従って、進行させていただきます。

本日の議事録は、事務局で作成し、委員が交代で議事録署名人を務めるようにしたいと思います。今回の議事録署名人は、宍戸委員にお願いできますでしょうか。

～異議なし～

大野委員長

それでは、宍戸委員にお願いいたします。

続きまして、会議の公開につきましてお伝えいたします。本会議につきましては、不開示情報が含まれておりませんので、船橋市情報公開条例第26条により公開となります。

また、会議後は会議録を作成し公開いたしますが、その際には委員の皆様のお名前につきましても公開となりますので、ご了解のほどお願いいたします。

なお、本日は傍聴希望者はありません。

それでは本日の議題に入りたいと思います。

## < 2. 議題（1）第4次船橋市地域福祉計画素案（第1章～第7章・資料）について >

大野委員長

それでは本日の議題に入ります。本日の議題として、4点ございます。

議題1 第4次船橋市地域福祉計画素案（第1章～第7章・資料）について

議題2 第4次船橋市地域福祉計画概要版（案）について

議題3 住民説明会及びパブリック・コメントの実施について

議題4 令和4年度以降の進捗管理について

議題（1）第4次船橋市地域福祉計画素案について、事務局より説明をお願いいたします。

## 事務局

どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

これまでの策定委員会にて、総論部分、各論部分、第7章をご審議いただきましたが、本日は、パブリック・コメント前の最終案として地域福祉計画の素案全体についてご審議をお願いいたします。インデックス2の資料、第4次船橋市地域福祉計画(素案)をご覧ください。

前回の第6回策定委員会では、書面会議となった第4章から第6章各論部分の修正案及び第7章をご審議いただきましたが、その際にいただいたご意見部分について、事務局にて素案を修正し、また修正した素案について市役所の庁内各課に文書照会を行い、各課から出た修正を反映させたものとなります。

まず、素案全体に係る修正としまして、素案の本文において意味が分かりづらい用語に、用語解説を添付いたしました。用語解説は、用語が記載されているページの下部につけたほかに、巻末の資料に用語解説の一覧を作成しました。巻末の用語解説の一覧については、今後、該当ページを記載する予定です。

次に、各論の第4章、第5章、第6章の頭のページに記載している柱ごとの結果指標の設定についてご説明いたします。インデックス2第4次船橋市地域福祉計画(素案)の77ページをご覧ください。

前回の策定委員会で提出しました事務局(案)では、【柱ごとの取り組みの現状】としまして、指標名と実績値を記載しておりました。第6回策定委員会において、「実績値の記載では不十分ではないのか」、「目標値の設定が必要ではないか」というご意見をいただきました。そのため、事務局にて目標値の設定について検討し、地域福祉の推進についての指標ということで、令和元年度実施の市民アンケート調査結果から抜粋し、柱1から3ごとに、1つ設定することとしました。

具体的にご説明するにあたり、配布資料インデックス6「第4次船橋市地域福祉計画指標設定及び進捗管理(案)」をご覧ください。この3ページに「2 成果指標の設定方法と目標値(案)について」とありますので、素案の77ページと併せてご覧ください。

3ページ(2)成果指標(案)の一覧のとおり、第4章(柱1)では、「隣近所に困ったときに相談し助け合える人がいる市民の割合」を指標に設定しました。令和元

年度のアンケート調査では、「何かで困ったときには、なんでも相談し助け合える人がある」という回答と「なんでも相談し助け合えるとまではいかないが、内容によっては困ったときに相談し、助け合える人がある」と回答した方の割合を合計した、41%を現状の指標としています。

目標値の設定方法については、5ページをご覧ください。市民アンケート調査の間15「あなたにとって、隣近所の人との理想の付き合い方はどれですか」という設問に、「なんでも相談し助け合えるとまではいかないが、内容によっては困ったときに相談し、助け合える関係」と回答した50.3%、及び「何かで困ったときには、なんでも相談し助け合える関係」と回答した8.3%を合計し、四捨五入した59%を目標値と設定しています。アンケート結果の赤で囲んだ部分になります。ただし、目標値はあまり細かい数字ではないほうがよいということで、事務局にて再考し、さらに四捨五入して、きりの良い数値として60%とさせていただきたいと考えております。

柱2については、同様に市民アンケート調査の間27「あなたは、ボランティアや市民活動にどの程度関心がありますか」という設問に、「やや関心がある」と回答した33%、及び「非常に関心がある」と回答した4.8%を合計し、四捨五入した38%を目標値と設定いたしました。この目標値につきましても、よりきりのよい数値として40%と修正させていただきたいと考えております。

柱3については、7ページをご覧ください。市民アンケート調査で「身近な地域での助け合い活動が必要だと思いますか」という設問に、「どちらかといえば必要」と回答した59.3%、及び「必要」と回答した18.2%を合計し、四捨五入した78%を目標値と設定しております。この目標値につきましても、きりのよい数値として80%と修正させていただきたいと考えております。

そして、目標に対してどれだけ成果が出ているかを評価する方法として、第4次地域福祉計画の中間年度である「令和5年度」と第5次地域福祉計画策定の前年度である令和7年度に、アンケート調査を実施することで達成状況の評価する予定にしております。

続きまして、今回の策定委員会にて、初めてご覧いただく箇所として、インデックス2計画の素案の148ページ以降の「資料」部分がございます。こちらにつきましては、後程ご説明いたします。



素案の修正箇所は、文章の文言等の細かい修正が多いのですが、大きな変更点について第1章からご説明いたします。

第1章については、12ページをご覧ください。(2)「他計画との関連」という項目です。中段以降に計画の「位置づけイメージ図」があります。こちらのイメージ図に個別計画で進捗管理する計画が列記されておりますが、一番下の四角の「その他個別計画」の中に、「成年後見制度利用促進基本計画」を追加いたしました。この計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき、令和4年度から施行の予定となりましたので、地域福祉計画との整合性を図る必要のある計画として追記しております。

第2章の変更部分についてご説明いたします。17ページをご覧ください。昨年12月に開催した第4回策定委員会においては、第3次計画の進捗における(1)「公助項目の進捗評価」として令和2年度の公助項目の進捗評価について追記を検討しているとお伝えしておりました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域福祉計画の策定を1年延期いたしましたので、改めて令和元年度及び2年度の公助項目の進捗評価を行い、その結果を18ページ、19ページに追記しています。その際には、新型コロナウイルス感染症の影響の有無を併せて照会しましたが、円グラフの部分では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために事業が中止等したことで、評価できない公助事業が多かったことがわかる結果となりました。

続きまして、63ページをご覧ください。アンケート調査結果などから地域福祉に関する意識や、地域活動の実態の把握をしている部分ではありますが、新たに(6)「コロナ禍での地域福祉活動に関する聞き取り調査」という項目を追記いたしました。緊急事態宣言が発出されるなどして、これまでのような地域活動ができなくなった現状について、主任児童委員や、地区社会福祉協議会、子ども食堂ネットワークからお話を伺い、記載しております。

第3章の修正部分について説明いたします。75ページの7「新しい生活様式と地域福祉の推進」という項目を追記いたしました。この部分は以前、第6章の後半にコラムとして記載しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見えない現状においても、「新しい生活様式」を取り入れた地域福祉活動の必要性について記載が必要ではないかと考え、第3章に記載することとしました。

第4章から第6章については、各論となりますが、冒頭でご説明した通り、各章ごとに市民アンケート調査結果から結果指標を設定しました。

また、79ページをご覧ください。基本施策ごとに記載している「体制」の体裁について、3月に開催した書面会議にて、「公助」が一番下では見えづらく、「自助」が強調され過ぎている感があるとのことご意見をいただきましたので、今回は「自助」「共助・互助」「公助」が横並びになるように体裁を修正いたしました。

さらに、80ページ以降に記載している「具体的な事業例」において、より事業の状況が伝わるように、事業の写真等の掲載をしております。

最後に、148ページからの資料編についてご説明いたします。資料編においては、本日の地域福祉計画策定委員会での策定の経緯や策定委員の皆様の名簿、また庁内での検討体制の経緯や検討本部員の名簿等を記載しております。最後に用語解説の一覧を掲載しております。

議題1についての説明は、以上です。

#### 大野委員長

ありがとうございました。質疑応答に移ります。パブリック・コメント前の最後の会議となります。ここでご質問いただいたことが、最終的に反映されるということですので、活発なご審議をお願いいたします。ご意見等がある方、お願いいたします。

#### 加瀬委員

4ページの上から2行目に「地域コミュニティ」という単語があります。船橋市は24コミュニティに分かれていますが、地域コミュニティとは、このことでしょうか。

#### 大野委員長

「地域コミュニティ」という用語の説明ということですが、事務局いかがですか。教科書に載っている「地域コミュニティ」という言葉なのか、船橋市で使っている「地域コミュニティ」という言葉なのか、というご質問です。

**事務局**

ここで使われている「地域コミュニティ」とは、一般的な意味です。

**加瀬委員**

ありがとうございます。20 ページの下から 5 行目に「生活支援コーディネーターが 24 地区に配置され」とありますが、この 24 地区は、船橋市の 24 コミュニティのことだと思いますが、いかがですか。

**事務局**

はい、そうです。

**加瀬委員**

すると、21 ページの下の方の「その他」の 2 行目に「全地区ほぼ順調に進捗していると思います」とありますが、この表現が非常にわかりにくいと感じます。今さら 24 地区の名前をすべて挙げなくてもご承知の方が多いと思いますが、この資料の下の方の※の説明部分に、24 地区の名前を載せることができれば、丁寧で、誰が見てもわかりやすいと思います。

もう 1 点、申し上げます。文章の中の言葉に※が付けてあり、その後に※の説明部分がありますが、文章の中の※が非常に小さいので、赤色等で記すことができると、わかりやすいと思います。予算のかかることなので、大きくする等でもよいと思います。

**事務局**

ありがとうございます。素案の 131 ページにもコミュニティの説明を入れているのですが、確かに 24 地区の詳細な地区名は入っていませんので、入れる方向で検討いたします。132 ページに地区名が入っていますが、ページを跨ぐと見にくいので、入るようであれば 21 ページにも注釈を入れ、132 ページに詳細があるということを示すように記載したいと思います。

注釈の※に関しては、赤字にすることも、大きくすることもできますので、検討さ

せていただきます。

**大野委員長**

ありがとうございました。他にご意見等はございませんか。

**宮代委員**

126 ページの「権利擁護と虐待防止の推進」の「現状と課題」の4段落目の後半に「成年後見制度を支える市民後見人の養成を行う等」とあります。私も長年、船橋市で知的障害者の方々の福祉サービスステーションに勤めておりますが、成年後見制度の利用は、これから大変大切な事業になってくると思います。親御さんの高齢化、ご本人の障害の重度化や高齢化等もあり、毎年、成年後見制度の必要に迫られる方が多いです。そのような中で、後見人になられる方をどのように確保していくのかは、大変重要なことだと思います。

障害のある方が後見人を利用するときに報酬の問題があり、弁護士や司法書士等の専門家をお願いするということに対し、ご家族が躊躇される場合もあります。そのようなこともあり、市民後見人の活動が全国的にも展開されているのだと思います。本市でも後見人の養成を行うということですが、今まで船橋では市民後見人の養成をどのようにしてこられたのでしょうか。具体的な施策として、129 ページには「成年後見制度の利用促進」が書いてありますが、後見人の養成については触れられておりません。後見人の確保は、今後も大きなテーマになりますので、施策が必要だと思います。

**大野委員長**

ありがとうございました。市民後見人、成年後見制度に関して、ご意見があればお願いいたします。

**本木副委員長**

社会福祉協議会の代表者が会議に参加されていると思いますが、成年後見制度については、社会福祉協議会の地域福祉活動計画の中にも入ることだと思いますが、社会

福祉協議会として、ご意見や補足はございませんか。

**大野委員長**

ありがとうございます。

**鎌田委員**

私ども船橋市社会福祉協議会では、以前から「市民後見人養成講座」というものを開いていました。これは船橋市からの委託事業として実施しています。おおよそ2日間のスケジュールで行い、毎回、10人から20人の市民の方に研修を受けていただいています。受講された方については、市内のNPO法人等にご登録いただいております。「つなぐ」ということで、関わりをもたせていただいております。

今年度からは、社会福祉協議会として力を入れていきたいと考えており、私どもの社会福祉協議会の定款を変更し、社会福祉協議会として法人後見を今後行っていく準備を進めております。私どもは、日常生活自立支援事業を行っており、判断能力が不十分な方への支援をしておりますが、そのような方についても法人後見という形でつないでいくことができればよいと考え、取組を始めたところです。ご期待ください。

**大野委員長**

ありがとうございます。宮代委員、いかがですか。

**宮代委員**

鎌田委員、ありがとうございます。期待をしております。市民後見人養成講座を受講された方は、登録していただいていますね。何名かの方は継続して、市民後見人として活動をしていただけていますか。

**鎌田委員**

船橋市の場合は、まだ市民後見人としては認定されていないと思います。

**宮代委員**

実績を作っていかなければいけないというところですね。

**鎌田委員**

県内でも、市民後見人については進みが遅いという感じはありますが、少しずつ進んでいくと思います。

**宮代委員**

障害をお持ちの方にとっては、かなり有効な武器になりますので、ぜひ力を入れて進めていただきたいと思います。もし可能であれば、「市としても、市の社会福祉協議会を通じて委託して、後見人の確保に努めます」というように明記していただけるとありがたいと思います。ご検討、よろしくお願いいたします。

**本木副委員長**

この地域福祉計画が策定されますと、これを受けて第4次地域福祉活動計画が策定されます。新しく始まる後見制度等についても、地域福祉活動計画の中で具体的に記載されていきますか。

**鎌田委員**

はい。第3次活動計画の中でも「成年後見制度について検討していく」ということが記されており、現在、具体的に進めている途上です。第4次計画の中では、より具体的に記載していきたいと考えております。

**大野委員長**

よろしいでしょうか。他にご意見等はございませんか。

**斎藤委員**

3項目あります。1つ目は71ページです。表の一番上の段の色が濃すぎて、文字が読めませんので、修正をお願いいたします。

2番目は117ページです。主な取り組み③に再犯防止施策の推進について書かれていますが、地域福祉課の事業としては「再犯防止」という言葉よりも「更生支援」という言葉の方が適切かと思います。いかがでしょうか。「再犯防止」という言葉は何度か出てきており、地域福祉課が担当部局になっています。出所した人の更生支援が本来の目的だと思います。

3つ目は141ページです。1行目に「居住支援事業」がありますが、その文字のフォントがゴシック体になっていませんので、他と揃えるとよいと思います。

**大野委員長**

ありがとうございました。事務局、いかがですか。すでに「再犯防止推進計画」と謳ってしまっているのでしょうか。もしくは、「再犯防止及び更生支援」というように計画をつくるのか、ご説明ください。

**事務局**

市では、「再犯防止推進計画」という名称ではっきりとお示ししていません。具体的なことは、まだ決められていない状況です。この計画名は法律等から来ているものだと思いますが、実際にはご指摘のように、支援の区分等の表記に改めることは検討の余地があると考えております。

**大野委員長**

そうですね。「検討し」とありますので、まだ「再犯防止推進計画というものが検討されていこう」という段階だと解釈できます。

**事務局**

はい。地域福祉計画の策定が終わった後に、こちらの検討に進むということで、まだ何も立ち上げ等もしておりません。

**大野委員長**

では、「再犯防止及び更生支援」という形にされたほうがよいかもしれません。

**事務局**

わかりました。計画を策定するだけでなく、実際の支援の内容がわかるようにお示しできるとよいと考えております。

**大野委員長**

よろしくお願いいたします。

**本木副委員長**

「再犯防止」より「更生支援」という表現の方がふさわしいというご意見に、私も賛成します。保護司の制度を説明するときに「再犯防止」という言葉は使いません。やはり「更生支援」だと思います。再犯までいかないまでも、広い意味での表現である「更生支援」を使ったほうがふさわしいと思います。

また相対的に、今度の素案がよくできていると感じています。目標値を設定したということが一番よいと思います。ただ、社会福祉協議会から目標値についてのご意見がありませんが、地域福祉活動計画を策定する時に、具体的にも目標値が示されているということは大変なことです。社会福祉協議会は覚悟が必要だと思います。

63 ページに「コロナ禍の活動」を入れたことも大変よいと思います。ただ、渦中の問題ですので、新型コロナウイルス感染症が収束した後、アフターコロナの検証をしっかりと行う必要があると思います。それは地域福祉計画の中にはありませんが、評価の中で十分に検証していくということです。

用語解説の中で気になっているところがありますが、この場で申し上げてよろしいですか。

**大野委員長**

お願いいたします。

**本木副委員長**

例えば、160 ページの「ゲートキーパー」とは最近、よく聞く言葉ですが、このような説明だけでよろしいでしょうか。



また、「子ども家庭福祉」の説明は「子どもと子どもが生活し成長する基盤となる家庭を併せて支援の対象と捉えていこう」という考え方から、これまでの「児童福祉」の視点を超えて近年用いられるようになった概念」とありますが、この前半部分と後半部分の間に、もう一文説明があるとわかりやすいと思います。例えば「家族全体の課題を合わせて考えて行う」というような一文を加えるということです。

161 ページの「再犯防止計画」も気になりましたが、すでにご意見がありましたので省略します。

162 ページの「自立支援協議会」の説明に「支援に関わる者が協議・連携・協働するために設置される機関」とあります。かつて「協働」という言葉が日本で使われるようになったときに、船橋市議会でも「協働とは一体何か」という議論がありました。「協働」という言葉の意味を、しっかりと市民にご理解いただくためにも、説明しておかれるとよいと思います。

163 ページの「ソーシャルキャピタル」については、古い現代用語辞典にも記載されていません。「社会学、政治学、経済学、経営学等において用いられる概念」というだけでなく、言葉の意義を具体的に説明しておかれたほうがよいと思います。

163 ページの「生活支援コーディネーター」は、船橋市の社会福祉協議会に制度として設置されているものですので、その点もご説明ください。

数多くありますが、ご検討ください。

#### 大野委員長

事務局、お願いいたします。

#### 事務局

用語解説についてはページ数をつける予定にしております。「協働」については、160ページで説明をしています。内容的にふさわしいものかどうかは議論が必要かもしれません。

「ソーシャルキャピタル」については、ご指摘通りだと思います。この表現では説明になっていないと思いますので、修正いたします。申し訳ありません。

「生活支援コーディネーター」についても、ご指摘通り、社会福祉協議会に設置さ

れていることも補足させていただきます。

**大野委員長**

ありがとうございます。いかがですか。

**本木副委員長**

「協働」の意味ですが、「市民と行政が役割と責任を分担する」というだけではなく、例えば「青少年相談協議会と町会自治会が分担する」というような場合も「協働」と呼ぶことができると思います。一般論として意味を理解した上で記載していただけるとよいと思います。

**大野委員長**

議題1について、今後、細かい部分で修正があるかもしれません。修正後の確認については、委員長と副委員長に一任していただけますか。

**渡邊委員**

今、世間的にヤングケアラーの問題が言われていますが、この計画の中で初めてできた言葉だと思います。触れられない部分があったのかもしれませんが、この問題に関しては、船橋市としてどのように考えているのか、文書として付け加えていただきたいと思います。今後、大きな問題になってくるかと思いますが、あまり見えない部分の問題だと思います。

**大野委員長**

事務局、いかがですか。

**事務局**

ヤングケアラーについては、106ページの現状と課題の3行目に、「ダブルケア」として育児と介護の問題、「8050問題」として高齢の親と無職の子どもの問題と併記させていただきます。ご指摘通り、今、注目されており、国でも議論されていま

す。用語解説にも上げ、語句の説明を加えております。この表現で足りているのか、検討が必要かもしれません。

基本的に、制度の狭間と言われる、分野でカバーできない部分を包括的に支援していくということで、地域福祉計画では大まかに書かせていただいております、各個別計画で具体的に考えていきたいと思っております。

#### 大野委員長

個別計画で拾えるように、よろしく願いいたします。

#### 宮代委員

ヤングケアラーについてご意見がありましたが、気になったことを申し上げます。直近の問題ではないかもしれませんが、社会的な問題になってきたことは最近のことですので、ご指摘通り、もう少し言及してもよいと思います。船橋市でヤングケアラーの状態にある子どもたちがどのぐらいいるのか、どのような問題が起きているのかという実態調査は、行われていますか。また、このような問題の相談を受ける機関としては、さーくるが第一次的に担当するのでしょうか。

#### 事務局

ヤングケアラーの実態調査については、市としてどのように進めていくのかを、現在、庁内で考えている段階です。どこが相談を受けるのかというご質問ですが、第6章基本施策1の「包括的な相談支援体制の充実」にあるように、さーくるだけで受けきれるとは考えておりません。実際に各庁内の関係部署や関係機関の皆さまと連携して相談を受け、支援していくということが、大切だと考えております。ただ、さーくるが中核になるとは考えております。

#### 大野委員長

ありがとうございました。他にご意見等はございませんか。

渡邊委員

ただ今、事務局から「ワンストップのさーくるだけでは受け止めきれないと考えている」ということでしたが、子どもの問題も含んでおりますので、108ページの地域保健課も関わってくるのだと思います。今後、大きな問題として挙がってくると思いますので、庁内でも調整をしていただけるとありがたいと思います。

大野委員長

事務局、よろしいですか。

事務局

はい。ご意見ありがとうございます。そのように進めさせていただきます。

大野委員長

いただいたご意見を踏まえ、修正が必要な個所については、委員長、副委員長で確認をさせていただきますので、ご了承ください。

事務局

副委員長からご指摘をいただいた細かい用語の説明の修正について、回答し忘れたものがありますので、追加で回答いたします。160ページのゲートキーパーについては、ご指摘通り、自殺対策に見えない表現だと思いますが、所管課から自殺対策を強調したくないという話もありますので、庁内で再度検討させていただき、わかりやすいよう表記になるように修正いたします。

大野委員長

自殺対策を強調すると「死にますか、死にませんか」と聞かなければいけなくなりますので、よくないと思います。ぼかした表現にするということも含め、ご検討をよろしく願いいたします。

次に進みます。

## < 2. 議題（2）第4次船橋市地域福祉計画概要版（案）について >

### 大野委員長

議題（2）「第4次船橋市地域福祉計画概要版（案）について、事務局より説明をお願いいたします。

### 事務局

インデックス3の資料「第4次船橋市地域福祉計画概要版（案）」をご覧ください。先程、議題（1）でご協議いただいた素案とは別に、第4次船橋市地域福祉計画の概要がわかる資料として、概要版を作成しました。この概要版は、第4次船橋市地域福祉計画の要点をまとめた資料です。市民等に計画について知っていただくための資料として、出前講座等の機会に活用してまいります。

内容としましては、「地域福祉計画の説明」、「市における計画の位置づけ・計画期間」、「計画の理念」、「地域福祉計画の役割分担（自助、共助互助、公助）の説明」、「シンボルマークの紹介」、「市の目指す「地域共生社会」の説明」、「計画にメインテーマと施策体系」、「施策の展開（柱1～3）」、「計画の推進について」となっております。イラストやレイアウト、画質等は、今後委託業者と調整しながら入れていく予定です。説明は以上です。

### 大野委員長

ありがとうございます。概要版について、質問等があればお願いいたします。

### 本木副委員長

うまくまとめていると思います。1ページ目の「地域福祉計画ってどんな計画？」等に、「資源」という言葉が使われています。福祉の中で「資源」という言葉が使われるようになって長いのですが、なかなかわかりにくい言葉だと思います。資源とは例えばどのようなものなのか示すことができるとわかりやすいと思います。

6行目に「人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながっていくことが必要です」とありますが、この「丸ごと」という言葉もわかりにくいと感じます。何年か前に国で使われるようになってから、よく使われており、この素案の中でもよく使われてい

ますが、気になります。「人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながっていく」という表現も、もう少しふさわしいものはないでしょうか。

次のページに「自助」「共助互助」「公助」とあります。「共助」と「互助」を1つにしたことで、事務局のご苦勞がわかりますが、この説明の後半の4行に「個人でボランティアを行う、隣近所で助け合うなどの相互扶助のことを「互助」といいます」とありますが、「ボランティアを行う」という意識が互助に入るのでしょうか。以前は「向こう三軒両隣」ということで意識することなく、「近所同士のお互いさま」という理念が、「互助」の中にはあるのではないかと思います。「ボランティアを行う」ということは、「自分もそのような制度の中で協力していくのだ」というアクティブな意識が入るのだと思います。互助が共助と違う部分は、この「意識しないで自分の普段の生活の中で、お互いに行う助け合い活動」だという点だと思います。「互助」の説明は難しいと思いますが、市民が理解しやすいような表現ができるとよいと思います。

#### 大野委員長

ありがとうございます。他にご意見等はございませんか。

#### 加瀬委員

概要版の中に、民生児童委員がでてきますが、主任児童委員は入れなくてもよろしいですか。民生委員の組織についてよく存じませんが、民生児童委員だけで主任のお名前がないと、よろしくないと思います。

#### 本木副委員長

民生委員と児童委員は法体系が違い、民生委員は民生委員法で、児童委員は児童福祉法です。行政の計画としては、両方を入れなければいけないと思います。

#### 事務局

先にご指摘いただいた「資源」という表現については、補足で説明を入れさせていただきます。

「丸ごと」という表現についても、わかりやすくなるように、検討させていただきます。

「共助互助」の説明については、ご指摘通り、「個人でボランティアを行う」ということが、共助なのか互助なのか、区別することが難しいので、併せて表記したということもあります。「隣近所で助け合う」ということが、互助の一番の意味だと思いますので、適切な説明になるように表現を修正させていただきます。

主任児童委員に関しては、追記させていただきます。

#### 大野委員長

よろしくお願いたします。この議題についても、細かい修正については、委員長、副委員長に一任していただきたいと思います。

次に進みます。

### < 3. 議題（3）住民説明会及びパブリック・コメントの実施について >

#### 大野委員長

議題（3）住民説明会及びパブリック・コメントの実施について、事務局より説明をお願いいたします。

#### 事務局

資料インデックス4「第4次船橋市地域福祉計画 今後の策定スケジュールについて」をご覧ください。本日開催している第7回策定委員会は、8月11日に開催の予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大により延期をさせていただきました。それに伴い、素案について市民の意見を聴取するパブリック・コメントの実施時期を10月中旬から12月中旬に変更させていただきました。パブリック・コメントの実施結果を報告させていただき、最終案をお示しする第8回策定委員会は来年2月に開催する予定となっております。

資料インデックス5「住民説明会及びパブリック・コメントの実施について」をご覧ください。住民説明会につきまして、当初は、第3次地域福祉計画同様に、会場参加型による実施を考えておりましたが、現在新型コロナウイルス感染拡大が深刻化し

ており、市においても公民館等の公共施設の休館、イベントの中止等を行う状況となっています。市で現在策定している、総合計画をはじめとした様々な計画においても、会場参加型の住民説明会は実施が難しくオンライン配信を検討していることから、不本意ではありますが、地域福祉計画においても、今回はオンライン配信のみでの実施を考えております。オンライン配信については、計画の概要の説明動画を事務局で作成し、ユーチューブによる公開を考えております。公開期間は、次に説明するパブリック・コメントの期間と合わせる予定です。

パブリック・コメントについては、令和3年12月中旬～令和4年1月中旬の、概ね1か月間を考えております。実施方法につきましては、資料に記載のとおり、素案を特定の場所に閲覧用として配置するほか、市のホームページで公開します。そちらをご覧ください。また、期間中に郵送・FAX・電子メール・書面を持参のいずれかの方法でご意見をお寄せいただけます。

オンライン配信及びパブリック・コメントの実施については、広報ふなばし、市ホームページに掲載するほか、自治会連合協議会、民生児童委員協議会、地区社会福祉協議会会長会議等で説明し、周知を図ります。以上です。

#### 大野委員長

ありがとうございました。方法はユーチューブによるオンライン配信ということで、双方向ではなく、動画を見て、意見をまとめ、メール、FAX等で送るという形になります。一番簡単な方法だとは思いますが、これについてご意見があればお願いいたします。

～特になし～

#### 大野委員長

では、今回はこのような形でパブリック・コメントの説明会を実施いたします。パブリック・コメントは、その期間と合わせて実施するということです。

次に進みます。



#### <議題 4. (4) 令和 4 年度以降の進捗管理について>

##### 大野委員長

議題 (4) 令和 4 年度以降の進捗管理について、事務局より説明をお願いいたします。

##### 事務局

第 4 次船橋市地域福祉計画の策定が本年度で完了し、来年度以降は本計画の推進期間となります。インデックス 2 の資料、第 4 次船橋市地域福祉計画 (素案) の 74 ページをご覧ください。下部に記載しているイメージ図をご覧ください。計画の推進にあたりましては、現行の第 3 次地域福祉計画と同様、PDCA サイクルの考え方にに基づき、Plan (実績や将来の予測等をもとにして計画を作る) → Do (計画を実行する) → Check (計画に沿って実行できているかを点検・確認する) → Action (改善する) という流れで、定期的・継続的に確認・改善をしながら計画を進めていきます。

次にインデックス 6 の資料、第 4 次船橋市地域福祉計画指標設定及び進捗管理(案) をご覧ください。資料の 1 ページに記載のとおり、第 4 次地域福祉計画では、「定性評価」「定量評価」の二つを組み合わせる評価を行います。「定性評価」では、第 4 次地域福祉計画に関連する市の事業について、「地域福祉の推進に事業がどのように役立ったか」という視点で、担当部署による自己評価を行います。そのうち、第 4 次地域福祉計画に「具体的な事業例」として掲載している事業につきましては、概要版として取りまとめます。「定量評価」では、先ほど議題 1 の素案の内容部分でご説明させていただきましたが、計画の各論の第 4 章、第 5 章、第 6 章の頭のページに記載している柱ごとの結果指標について、第 4 次地域福祉計画の中間年度である「令和 5 年度」と第 5 次地域福祉計画策定の前年度である「令和 7 年度」にアンケート調査を実施します。

各事業実施と評価の流れを、地域福祉課で行っている「地域活動助成金交付事業」を例にご説明いたします。1 ページの中程に記載している青く記載している部分をご覧ください。一番左に記載している青字の「インプット」の部分となります。地域活動助成金交付事業とは、市民活動団体が行う地域福祉活動の一部に市が助成金を交付するというものですが、そのような事業を行うための予算を取得して、予算執行を行

う部分がインプットになります。

次に、左から2つ目の「アクティビティ」の部分は、行政がこの制度について市民活動団体に周知を図るため、また、円滑に申請できるようにするため、申請に関するパンフレットを作成し、市のホームページへ掲載するほか、庁内関係課や市内各出張所、公民館などに設置します。さらに、申請にあたり、市民活動団体からの問い合わせに応じ、交付決定を受けた団体の活動の視察などを行います。これらの行政の活動が「アクティビティ」の部分となります。

左から3つ目の「アウトプット」の部分です。行政の活動を通じて、「地域福祉活動を行う団体が増加しているか」また、事業実施の方法や効果について翌年度に「地域福祉の推進につながったか」という視点で、行政が振り返りを行うことを示しています。左から「インプット」→「アクティビティ」→「アウトプット」の流れが、先ほどの「定性評価」という言葉でご説明した部分となります。

一番右側の「アウトカム」は、日本語で「成果」となりますが、地域活動助成金交付事業を通して、地域住民の助け合いの意識が高まり、「困ったときに相談し助け合える人がいる市民の割合が増加しているか」を確認するため、アンケート調査を実施します。この部分が先ほど「定量評価」という言葉でご説明した部分となります。

「定性評価」「定量評価」のいずれも、調査等で把握した状況を、外部委員で構成する「地域福祉計画推進委員会」にご報告し、委員からご意見等をいただいた事項について、市より回答をお示しし、改善すべき事項については改善を図ってまいります。

「地域福祉計画推進委員会」の委員については、この「地域福祉計画策定委員会」の委員の中から選出していただく予定です。その件については、次回の策定委員会の議題とする予定です。以上です。

#### 大野委員長

ありがとうございました。進捗管理について、ご質問があればお願いいたします。

#### 本木副委員長

進捗管理の3ページに、3つ柱があり、目標値が掲げられています。一番下に「地域での支え合いや助け合いに関心をもっているか」という問で、45.1%を78%にする

目標は達成できるかもしれません。その上の柱2「参加している市民の割合」は8.5%を38%にするという目標がありますが、私どもの関係している団体に関する基礎調査の平成30年度の結果をみると、「参加する」ということに関しては、市民は分かれていると思います。例えば、防災訓練のような防災の関係の市民活動の参加者は、60数%から70%近くなります。しかし、見守り活動等では、参加者の割合は大きく下がります。「参加している市民の割合」の「参加」については、アンケートを実施するときに、相当慎重に説明を加えないと、この目標は達成できないと思います。

目標値を設定するときには慎重に行っていただきたいと思います。これが地区社会福祉協議会を中心とする地域福祉活動計画に反映していきます。社会福祉協議会からご意見はありませんか。私も地区社会福祉協議会の活動に参加していますが、影響を受けるとしますので、十分に議論をしていただきたいと思います。

#### 大野委員長

ありがとうございます。他にご意見等はございませんか。鎌田委員、お願いいたします。

#### 鎌田委員

副委員長からもお話がありましたが、ボランティアや市民活動に参加されている市民の方を、8.5%から40%にするという目標を掲げています。市民活動、ボランティアというものの捉え方ですが、地区社会福祉協議会に関係するボランティアだけでなく、私ども社会福祉協議会では「ボランティアセンター」という組織もあり、そこで活動されているボランティアの方もおられます。また、例えばスクールガードですとかそういう方達もボランティアとして捉え、評価していくのかどうかも大きな視点になると思います。

#### 大野委員長

ありがとうございました。他に、進捗管理についてご意見等があればお願いいたします。

～特になし～

**大野委員長**

では、本日の議案はすべて終了しました。次に進みます。

#### < 5. 議題（5）その他 >

**大野委員長**

議事（5）その他として、次回の会議について事務局より説明をお願いいたします。

**事務局**

皆様、長時間のご審議ありがとうございました。次回、最終回の策定委員会の時期ですが、パブリック・コメント終了後、令和4年2月上旬の開催を予定しております。委員長、副委員長と日程を調整させていただいた上、皆様に開催通知をお送りさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の収束が全く見えない状況ですので、場合によっては、今回のようなWEB会議またはその他の方法での開催となる可能性もございます。本日は初めてのハイブリッド会議の開催で不手際があり、皆様には大変ご不便をおかけして申し訳ありませんでした。次回は本日の反省も含め、もう少しスムーズに会議が進行できますよう努めますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

#### < 6. 閉会 >

**大野委員長**

以上を持ちまして、第7回船橋市地域福祉計画策定委員会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。